

## みんなで支える里山整備事業

### 第 1 防災・減災のための森林整備

#### 1 趣旨

長野県森林づくり県民税を活用して間伐を面的に推進することにより、集落周辺の里山等の森林の有する多面的機能の回復・維持・増進を図り、森林環境の保全に資するものとする。

#### 2 事業内容等

別表 1 のとおりとする。

#### 3 事業実施基準

実施に当たっては、別表 1 に定めるほか、次の基準によるものとする。

##### (1) 対象森林

過去にみんなで支える里山整備事業による森林整備を実施していない、次のいずれかに該当する民有林（県及び市町村有林を除く。）とする。ただし、財産区有林は私有林と一体的に実施する場合に限る。

ア 里山整備方針作成について（平成 30 年 5 月 16 日 30 森政第 104 号林務部長通知）に基づき、市町村長が作成する里山整備方針（以下、「里山整備方針」という。）に基づく森林

イ 里山整備方針が作成前である場合は、里山整備方針に取り込むことが明らかな森林

##### (2) 事業規模

1 施行地の面積が 0.1ha 以上。

なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とする。

##### (3) 補助事業の間隔

ア 過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合補助対象とする。

##### (4) 里山整備協定

次により森林整備に関する協定を締結していること。

ア 協定締結者

地域振興局長（以下「局長」という。）、事業主体及び森林所有者等の 3 者とする。

イ 協定の期間

協定に基づき里山整備事業を実施した翌年度から起算して 10 年間とする。

ウ 協定の内容

協定は以下の内容を満たすものとする。

(ア) 森林所有者は当該事業を実施した翌年度から起算して 10 年間は、当該事業の施行地を森林以外へ転用する行為又は施行地上の立木竹の全面伐採を行わないこと。

(イ) 森林所有者は協定締結後、善良な管理の注意義務をもって森林の管理に努めること

(ロ) 森林所有者は森林整備が円滑に行われるように協力すること。

(ハ) 森林所有者は里山整備事業を実施した森林の売り渡し若しくは譲渡又は賃借権、地上権等の設定を行う時は、あらかじめ協議を行ない本協定の遵守に必要な手続きを行うこと。

(ニ) 事業主体は、法令の定めるところに従って適正かつ効果的に里山整備事業を履行す

ること。

エ 協定の締結

森林所有者及び事業主体は、市町村を經由し局長と協定を締結する。

オ その他

平成 29 年度以前に締結した協定により当該事業を着手したものについては、協定の期間及び内容をイ及びウに準ずるものに変更済み又は変更することが明らかなもの限り対象とする。

(5) 別表 1 の事業番号 7 の付帯事業を実施する場合は次により事前協議を行うものとする。

ア 付帯事業について補助を受けようとする事業主体は、あらかじめ付帯事業計画書（要領別紙 2－様式第 1 号）を作成し、要領別紙 2－様式第 2 号により局長に提出する。

イ 局長は、前号により提出のあった付帯事業計画書の内容を確認し、適当と認めるときは、要領別紙 2－様式第 3 号により承認するとともに、要領別紙 2－様式第 4 号により林務部長（以下「部長」という。）に報告する。

ウ 協議終了後に事業内容を変更しようとする場合は、ア及びイの規定を準用するものとする。

#### 4 補助金額の計算

補助金額を算出するための計算式及び端数処理は、次によるものとする。

(1) 標準単価が適用できる事業

標準単価 × (1 + 間接費率) × 事業量 = 標準経費 (千円未満切捨。)

標準経費 × 補助率 = 補助金額 (百円未満切捨。以下同じ。)

(2) 実行経費による事業

実行経費 (千円未満切捨。) × 補助率 = 補助金額

(3) 市町村が請負に付して実行した事業

市町村が請負に付して実行した事業は、(1)により算出した標準経費と実行経費 (千円未満切捨。)とのいずれか低い額に補助率を乗じてもとめるものとする。

#### 5 補助金交付申請

(1) 交付申請書

事業主体は、原則として事業終了後速やかに局長に次により補助金交付の申請を行うものとする。

ア 事業主体は、補助対象者としての権限の有無を確認のうえ申請するものとする。

イ 補助金交付申請は、要綱第 4 第 1 項に規定する信州の森林づくり事業（みんなで支える里山整備事業（防災・減災のための里山整備事業））補助金交付申請書（要領別紙 2－様式第 5 号）に別表 2 で示すもののうち提出書類を添付して行うものとする。また、別表 2 で示すもののうち調査時提示書類は調査時に提示するものとする。なお、県が作成した信州の森林づくり事業補助金交付事務システム（以下「造林システム」という。）による場合は、造林システムより出力される様式をもって、以下の該当様式に替えることができる。

(2) 交付申請の単位

本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。

ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを (4) に規定する提出期限ごと一括して交付申請を行うものとする。

(3) 交付申請関係書類

ア 実測図

別表2に規定する実測図は、次のとおり作成する。

(7) 実測図は、事業の種類ごとに作成する。

(i) 測量

- a 面積の把握は実測を原則とし、測量に用いる機械はポケットコンパス又はそれ以上の精度を有するものとし、起点(BP)を簡易な方法で現地に表示するものとする。起点及び、主要な測点については、杭を設置すると共に、他測点についても簡易な方法で現地表示するものとする。ただし、それ以上の精度を有すると認められる既存の図面が利用できるときは、測量を省略できることとし、実測図にその根拠を明示するものとする。
- b 測量精度は、閉合トラバース測量における閉合比が100分の1以内とする。
- c 実測野帳は、所定の様式又はこれに準じたものを使用すること。
- d 補助対象区域は、当該作業において一体として取扱う樹木を包括する森林の区域とする。
- e 事業施行地内の道路敷（既設森林作業道（間伐と一体的に開設したものは除く。）を含む。）、岩石地、崩壊地等の植栽不可能地や不良造林地等で1カ所の面積が0.01ha以上のものは、除地として除外すること。

(ii) 作図等

- a 縮尺は、1施行地1ha未満の事業地にあつては1,000分の1、1ha以上の事業地にあつては3,000分の1を標準とする。
- b 面積の算出はプランメーター（3回測定）又は三斜法若しくはこれ以上の精度を有する方法により算出するものとし、計算経過を実測図余白に記載又は添付すること。補助金の算出には小数点第3位以下を切り捨てた面積を用いる。
- c 前項(i)のeの除地については、集計ごとに小数点第3位以下を切上げて、事業施行地全体の面積から控除する。

イ 施業地の施行管理について

(7) 保育間伐、間伐の実施にあつては、1箇所あたり100㎡以上の管理プロットを設置し、次のとおり、施業地の施行管理を行うこととし、補助金の申請に係る伐採率は管理プロットの結果をもって行う。

- a 管理プロットの設置は5haに1箇所以上の頻度で施行地の標準的な箇所に設置することとする。
- b 複数の林況がある場合は林況毎に偏りが無く設置することとする。

(i) 作業路は測点毎に横断勾配を測定するものとし、地山勾配を実測野帳に記載する。ただし前後の測点と同勾配であれば省略できるものとする。

ウ 施行写真

事業主体は、施行地ごとに別表2で示す写真を下記に基づき撮影するものとする。

(7) 写真については次のa～bの表示を行った黒板等を併せて撮影するものとする。

- a 森林所在地（市町村名、林班番号、団地名）
- b 作業種（保育間伐、間伐、作業路等）
- c 数量（ha、m）（着手前であつて数量が未確定な場合は省略できる。）
- d 撮影日
- e 撮影段階（施行前、施業中、完了、測量状況）

(i) 施行地又は査定単位に複数の林況がある場合は林況毎に偏り無く撮影するものとする。

施行写真の撮影に当たってはGPS機能付きカメラで撮影を行う又はGPSデータロ

ガーにより位置情報を付加する等により、原則位置情報を持った写真データを整備・保存することとする。

(4) 申請書の提出期限

要綱第4第の3項に規定する申請書の提出期限は次のとおりとする。

- ア 第1回目 4月20日
- イ 第2回目 6月20日
- ウ 第3回目 8月20日
- エ 第4回目 10月20日
- オ 第5回目 12月20日

(5) 申請期限の延長

ア 事業主体は次の(7)又は(イ)に該当する場合において、12月20日までに第5回目の提出期限の延長を局長に協議(要領別紙1-様式第12号)できるものとする。なお、延長期間は必要最小限とし、最大延長期間は1月31日までとする。

(7) 申請箇所が事前調査済みであり、完了の確認が出来ている場合。

(イ) 申請箇所が1月31日までに調査が可能な場合。

イ 局長は前項に基づき申請期限の延長協議があった場合は、内容を確認し、以下のすべてに該当する場合は申請期限の延長に同意(要領別紙1-様式第13号)し、部長に報告(要領別紙1-様式第14号)するものとする。

(7) 1月31日までに調査が可能な場合。

(イ) 2月10日までに年度内執行額を部長に報告が可能な場合。

(ウ) やむを得ないと認められる場合。

## 6 補助金の交付

(1) 事業実行総括表の作成

局長は、事業主体等から提出された申請書等に基づいて、みんなで支える里山整備事業実行総括表を取りまとめ、事業量を把握する。

(2) 事業調査

局長は、みんなで支える里山整備事業補助金交付申請書の提出があったものについては、別に定める信州の森林づくり事業調査要領(以下「調査要領」という。)により速やかに事業調査を行い、結果を別に定める調査調書に取りまとめるものとする。

(3) 補助金の査定

別表1の施行番号6に係る補助金額は、同一の申請単位に係る別表2に定める伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとめ(以下「査定単位」という。)ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

ただし、市町村が請負に付して実行した事業の査定単位については、4の(3)により算定するものとする。

また、査定単位の一部に、次ぎに挙げる施行地が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

ア 伐採方法が異なる間伐

イ 路網や作業ポイントが異なる間伐

(4) 調査調書兼復命書の作成

局長は、事業調査の結果適当と認めた箇所については、調査要領に規定する調査調書兼

復命書（以下「復命書」という。）を作成する。

(5) 補助金の算出

ア 局長は、復命書に基づき補助金を算出し、森林整備補助金交付明細書（要領別紙1－様式第15号）を作成するものとする。

イ 局長は、前号により補助金を算出したときは、森林整備補助金交付明細書を部長に提出するものとする。

(6) 補助金の交付及び確定

局長は、前(4)に基づき、申請者に対して規則第6条に規定する交付決定及び第13条に規定する確定を通知（要領別紙2－様式第10号）するものとする。この場合、あわせて次のことを指導するものとする。

ア 補助金の内訳は、森林整備補助金交付明細書のとおりであること。

イ 規則、要綱及び本要領の規定に従わなければならないこと。

ウ 施行地の適正な保護管理のため、森林保険への加入に努めること。

エ その他局長が必要と認めること。

(7) 市町村等への通知

ア 局長は、(6)に基づき補助金の交付及び確定をしたときは、結果を市町村長に通知（要領別紙2－様式第11号）するものとする。

イ 森林整備協定造林として補助金の交付及び確定をしたときは、森林整備協定を締結している地方公共団体に結果を通知（要領別紙1－様式第12号）するものとする。

## 7 補助金の請求

事業主体等は、6の(6)の確定通知に基づき、補助金の請求をしようとするときは、信州の森林づくり事業（みんなで支える里山整備事業補助金交付請求書（要領別紙2－様式第13号）を局長に提出するものとする。

## 第2 ライフライン等保全対策

### 1 趣旨

自然災害による停電、鉄道や道路の寸断、集落の孤立、停電による断水等の被害を防止することにより、安心・安全な生活基盤を確保するため、森林所有者による適正な処理が期待できない送電線、線路及び道路等のライフライン及び家屋の周辺森林内で倒木の危険のある立木及び枯損木等の伐採等に要す経費に対して、予算の範囲内で支援する。

### 2 事業内容等

#### (1) 事業内容

ライフライン（送電線、鉄道、道路（県が管理する道路を除く。）、水道施設、用水路をいう。）、集落、公共施設や要配慮者施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）（以下、「ライフライン等」という。）に被害を及ぼす恐れのある立木竹及び枯損木等（ただし、松くい虫の被害拡大・蔓延防止の為に伐倒駆除を実施すべきものを除く。以下、「危険木等」という。）の処理とする。

#### (2) 次に挙げる事業は補助対象としない。

- ① 県が交付する補助金の交付を受けた事業
- ② 国の支出する支出金及び補助金の交付を受けた事業
- ③ 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- ④ 送電線等の施設管理者の責において実施すべき事業

### 3 事業実施基準

実施にあたっては、2に定めるほか、次の基準によるものとする。

#### (1) 対象森林

以下の全てを満たす森林とする。

- ① 森林法第2条に規定する森林
- ② ライフライン等から概ね樹高の2倍までの距離（ただし、保全対象に被害を及ぼす恐れがあり、特に必要と認められる場合はこの限りでない。）までの森林

#### (2) 事業主体

市町村とする。

#### (3) 事業規模

##### ① 施行地

危険木等は単木単位とし、保全対象が同一のものを1施行地とする。

##### ② 申請単位

1施行地から申請できるものとするが、複数の施行地を市町村毎に纏めて申請することも可能とする。

#### (4) 実施基準

- ① (1)に該当する森林のうち、倒木時にライフライン等に影響を及ぼすものであって、枯損や樹幹の傾き、腐朽、損傷など倒木の危険性が高い木竹を選木し処理を行うものとする。
- ② 当該事業を実施しようとする市町村長は、保全対象となるライフライン等の管理を行う者と実施区域や実施内容、実施時期など必要な事項について、予め現地調査等を踏まえた調整を行うものとする。
- ③ 原則として、過去に当該事業により処理を行った危険木は対象としない。

### 4 実施計画書の作成

(1) 部長は、実施計画の提出日を定め、局長に通知する。

(2) 局長は、(1)による通知があった場合は、事業主体に事業実施計画の提出日を定め通知する。

(3) ライフライン等保全対策で補助を受けようとする事業主体は、信州の森林づくり事業（みんなで支える里山整備事業計画書（以下、「実施計画書」）（要領別紙2-様式第14号）を作成し、要領別紙2-様式第15号により局長に提出しなければならない。

(4) 7の(2)の②のイによる単価で実施する場合は、次により事前協議を行うものとし、実施計画書にその内容を付して、局長に提出する。

(5) 局長は、(3)により提出のあった事業計画書の内容を確認し、適当と認められるときは、要領別紙2-様式第16号により承認するとともに、部長に報告（要領別紙2-様式第17号）する。

### 5 早期着手

(1) 事業主体は、補助金交付決定前に対象とする補助事業等に着手することはできない。

ただし、局長に対して事業計画書を提出し、協議のうえ、次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

- ① 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。
- ② 事業の実施に長期間を有するとき。

- ③ 早期着手によりの増額防止が予想できるとき。
- ④ 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき。
- (2) 事業主体は早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（要領別紙2－様式第18号）を局長に提出する。
- (3) 局長は、前項の協議があり、5の(1)のただし書に該当し、適当と認められたときは、次の条件を付して同意（要領別紙2－様式第19号）する。
  - ① 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
  - ② 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のとき変更することがあること。
- (4) 局長は、前項の同意をしたときは、速やかに早期着手報告書（要領別紙2－様式第20号）を部長に提出する。
- (5) 事業主体は、早期着手後の入札等により事業費が減額となった場合は、速やかに変更計画書（要領別紙2－様式14号）を作成し、要領別紙2－様式第21号により局長に提出する。

## 6 補助金交付申請及び交付決定

- (1) 部長は、局長に対し、要領第3第1項の規定により内報を行うほか、第4の規定により提出された事業計画により事業費の変更が生じた場合には、必要に応じて予算の範囲内で内報を行うものとする。
- (2) 局長は、4の(2)のエの規定により承認した実施計画書に基づき、事業主体の予算措置等のやむを得ない場合を除き速やかに予算の範囲内で事業主体に補助金の内示（要領別紙2－様式第22号）をする。
- (3) 前項の内示を受けた事業主体は、速やかに信州の森林づくり事業（みんなで支える里山整備事業（ライフライン等保全対策））補助金交付申請書（要領別紙2－様式第23号）に次の関係書類を添付して局長に提出する。
  - ① 位置図
  - ② 施業図
  - ③ 事前調査表（要領別紙2－様式第14号 別紙3）
  - ④ その他局長が必要と認める書類
- (4) 局長は、(3)の補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、要綱第3に規定する条件のほか以下の条件を付して速やかに交付決定（要領別紙2－様式第24号）を行う。
  - ① 実施計画書毎の補助金総額の3割を超える増減が生じる場合は速やかに局長に申請してその承認を受けること。

## 7 補助金額の計算

### (1) 補助金の算出

補助金額の計算するための計算式及び端数処理は、次により行うものとする。

補助対象事業費（千円未満切捨て）×補助率＝補助金額（百円未満切捨て。）

### (2) 補助対象事業費の算出

事業の実行に要した経費（以下、「実行経費」という。）を補助対象事業費とし、以下の何れかの方法により算出するものとする。なお、対象経費の間接費は31%を上限として計上できるものとする。

#### ① 直営により実施する場合

労務費の算出は、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領（平

成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知) 別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に基づくものに限る。

② 請負に付して実施する場合

ア 設計によるもの

原則として別途定める標準実施単価を根拠とする。

イ 見積りによるもの

現場条件などにより標準実施単価による実施が困難な場合は、2 者以上から徴した見積結果のうち、最も低い額により実施する。

8 計画及び補助金の変更

(1) 実施計画書の変更

事業の変更は次の区分ごとに必要な手続きを 10 に規定する実績報告の前に、速やかに行うものとする。

① 重要変更

ア 実施計画書毎の補助金総額の 3 割を超える増減が生じる場合は予め変更承認申請書(要領別紙 2-様式第 25 号)を局長に提出する。

イ 局長は、前号の申請があった場合は、内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは、要領別紙 2-様式第 26 号により変更承認を行う。

② 軽微変更

①に該当しない変更が生じるときは速やかに変更報告書(要領別紙 2-様式第 27 号)を提出する。

③ 契約報告

ア 事業主体は、入札等により契約を締結したときは、速やかに契約書(工事請負契約書、委託契約書等)の写を添えて報告書(要領別紙 2-様式第 27 号)を局長に提出する。

イ アにより実施計画書毎の補助金総額の 3 割を超える変更をする必要がある場合は、(1)に基づき変更を行なう。

④ 変更内示

局長は、①、②又は③により内示額の変更が必要な場合は、変更内示(要領別紙 2-様式第 28 号)をする。

(2) 補助金の変更

① 実施計画書の変更により、補助金を変更する必要がある場合は、当該申請に掛かる補助金変更交付申請書(要領別紙 2-様式第 29 号)を局長へ提出する。

② 局長は、アの申請があったときは、内容を審査の上、補助金の変更交付決定(要領別紙 2-様式第 30 号)をする。

9 事業の中止、廃止、完了期限の延長

(1) 事業主体は、完了期限延長、事業の中止及び廃止をしようとするときは、承認申請書(要領別紙 2-様式第 31 号)を、局長に提出する。

(2) 局長は、(1)により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認めるときは承認する。

(3) 局長は、(3)により事業の中止及び廃止を承認した時は、速やかに部長に報告(要領別紙 2-様式第 32 号)する。

10 実績報告書

事業主体は、事業が完了したときは、信州の森林づくり事業(みんなで支える里山整備事業)

実績報告書（要領別紙 2 様式第 33 号）を局長に提出する。

なお、提出書類および提示書類は別表 5 のとおりとするほか、局長が必要と認めた書類とする。

#### 11 実績調査

局長は、実績報告書及び補助金交付概算払請求書の提出があったときは、別に定める信州の森林づくり事業調査要領（以下「調査要領」という。）により速やかに事業調査を行なうものとする。

#### 12 補助金の交付及び確定

##### (1) 補助金の算出

局長は、調査の結果適当と認められた箇所については、調査要領に規定される調査調書兼復命書を作成するものとする。

##### (2) 補助金の確定

局長は、申請者に対して規則第 13 条に規定する確定（要領別紙 2 様式第 34 号）通知し、補助金を交付するものとする。局長は、確定をした場合は、速やかに部長に報告する。

ア 規則、要綱、本要領の規定に従わなければならないこと。

イ その他局長が必要と認めること。

#### 13 補助金の請求

要綱第 6 に規定する補助金交付の請求（概算払を含む。）は、信州の森林づくり事業（みんなで支える里山整備事業）補助金交付請求書（要領別紙 2 様式第 13 号）により行うものとし、補助金交付の請求額は、補助金の確定額とする。

#### 14 繰越

(1) 事業主体は、原則として、6 の(4)の規定により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越することはできない。

ただし、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、この限りではない。

##### ① 事故繰越

財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 42 条のただし書きの規定による繰越であり、一会計年度内において支出負担行為をしたのち、避け難い事故により年度内に支出が終わらなかった場合（3 月 31 日までに債務が確定しないもの）に繰越すもの。

##### ② 明許繰越

財政法第 14 条の 3 の第 1 項の規定による繰越であり、予算の性格上又は予算成立後の事由により、年度内に支払いの終わらない見込みのあるものについてあらかじめ議会の議決を得て、翌年度に繰越すもの。

(2) 事業主体は、(1)のア、イに掲げるいずれかの事項に該当し、止むを得ない理由により繰越を必要とするときは、信州の森林づくり事業（みんなで支える里山整備事業）繰越承認申請書（要領別紙 2 様式第 35 号）を、事業実施年度中に局長に提出する。ただし、1 月 31 日までに交付決定されているものについては、の 1 月 31 日までに局長に提出するものとする。

(3) 局長は、(2)の規定による繰越承認申請書の提出があったときは、提出のあった日から 2 週間以内に部長に意見書を付して進達するものとする。

(4) 部長は、(3)の規定による進達があったときは、議会の議決を得た上で、局長を経由し事

業主体に対し、繰越承認（要領別紙 2 様式第 36 号）を行うものとする。

- (5) 事業主体は、第 4 四半期において、13 の規定による概算払いの請求をしようとするときは、(4)の規定により承認を受けた繰越事業のうち、繰越額に相当する補助金額を除いて請求するものとする。

### 第 3 県民協働による里山整備

#### 1 趣旨

県土の 8 割を占める森林は、県土の保全や水源のかん養及び木材等の林産物の供給など多面的な機能を有しているが、社会情勢の変化の中で、地域における森林と人との関わりが薄れてきたことにより、放置され荒廃した森林が増加している。このため、特用林産物の生産振興をはじめとする多面的な森林資源の利活用に資する森林整備を推進し、森林と地域との関係性を再生し、自立的・持続的な森林管理の構築に資するものとする。

#### 2 事業内容等

##### (1) 地域住民参加型整備

地域住民参加による森林整備や地域住民の森林利用を促進することを目的としておこなう人工造林、樹下植栽等、下刈、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、修景林間整備、つる切り、竹林整備、その他必要な施業及び当該施業と一体的に実施する付帯施設

##### (2) 森林環境教育林整備

森林環境教育のフィールドを提供するための森林の造成等を目的として行う人工造林、樹下植栽等、下刈、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、修景林間整備、つる切り、竹林整備、その他必要な施業及び当該施業と一体的に実施する付帯施設

##### (3) 森林機能強化整備

生活環境の保全や保健文化等公益的機能の高度発揮を図るための森林の造成等を目的に行う人工造林、樹下植栽等、下刈、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、修景林間整備、つる切り、竹林整備、その他必要な施業及び当該施業と一体的に実施する付帯施設

##### (4) 次に挙げる事業は補助対象としない。

- ア 同一年度に県又は国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- イ 分担金又は負担金としての市町村支出事業
- ウ 宗教的活動に関する事業
- エ 政治的活動に関する事業
- オ 公序良俗に反する事業
- カ 特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
- キ 県又は国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた施行地の維持管理にあたる事業

#### 3 実施基準等

実施にあたっては、別表 4 に定めるほか、次の基準によるものとする。

##### (1) 対象森林

長野県ふるさとの森林づくり条例（平成 16 年 10 月 14 日付け条例第 40 号。以下、「条例」という。）第 26 条 1 項に規定する里山整備利用地域内の民有林（県及び市町村有林を除く。）とする。

ただし、財産区有林は私有林と一体的に実施する場合に限る。

- (2) 事業規模
  - 1 施行地の面積が 0.1ha 以上とする。
  - なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とする。
- (3) 事業主体
  - 里山整備利用推進協議会（長野県ふるさとの森林づくり条例第 26 条 2 項に規定するものをいう。）又は里山整備利用推進協議会の構成員とする。
- (4) 補助事業の間隔
  - ア 別表 3 の施業番号 7、8、9、10 及び 11 については、過去 5 年以内に同一施行地において除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は修景林間整備を実施していない場合補助対象とする。
  - イ 別表 3 の施業番号 1、2、4、5、6、12、13 及び 14 については、過去に同一施行地においてみんなで支える里山整備事業による同一施業を実施していない場合補助対象とする。
- (5) 里山利用協定
  - 事業を実施する場合は、長野県ふるさとの森林づくり条例第 27 条に規定する里山利用協定を締結していることとする。

#### 4 実施計画の作成等

- (1) 部長は実施計画の提出日を定め、局長に通知する。
- (2) 局長は、(1)による通知があった場合は、事業主体に実施計画の提出日を定めて通知する。
- (3) 県民協働による里山整備事業で補助を受けようとする事業主体は、信州の森林づくり事業（みんなで支える里山整備事業）計画書（以下、「実施計画書」）（要領別紙 2 様式第 37 号）を作成し、要領別紙 2 様式第 15 号により局長に提出しなければならない。
- (4) 局長は、(3)により提出のあった実施計画書の内容を確認し、適当と認めるときは、要領別紙 2 様式第 16 号により承認し、該当市町村長に通知するとともに部長に報告（要領別紙 2 様式第 17 号）する。

#### 5 早期着手

- (1) 事業主体は、補助金交付決定前に対象とする補助事業等に着手することはできない。
  - ただし、局長に対して事業計画書を提出し、協議のうえ、次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。
  - ア 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。
  - イ 事業の実施に長期間を有するとき。
  - ウ 早期着手によりの増額防止が予想できるとき。
  - エ 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき。
- (2) 事業主体は早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（要領別紙 2 様式第 18 号）を局長に提出する。
- (3) 局長は、前項の協議があり、5 の(1)のただし書に該当し、適当と認められたときは、次の条件を付して同意（要領別紙 2 様式第 19 号）する。
  - ア 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
  - イ 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のとき変更することがあること。
- (4) 局長は、前項の同意をしたときは、速やかに早期着手報告書（要領別紙 2 様式第 20 号）

を部長に提出する。

- (5) 事業主体は、早期着手後の入札等により事業費が減額となった場合は、速やかに変更計画書（要領別紙 2－様式 37 号）を作成し、要領別紙 2－様式第 21 号により局長に提出する。

## 6 補助金交付申請及び交付決定

- (1) 部長は、局長に対し、4 の(2)のエの実施計画書のほか、必要に応じて把握した事業量に基づき、予算の範囲内で経費配分を通知する。
- (2) 局長は、4 の(2)のエの規定により承認した実施計画書に基づき、事業主体の予算措置等のやむを得ない場合を除き速やかに予算の範囲内で事業主体に補助金の内示（要領別紙 2－様式第 22 号）をする。
- (3) 前項の内示を受けた事業主体は、速やかに信州の森林づくり事業（みんなで支える里山整備事業（県民協働による里山整備））補助金交付申請書（要領別紙 2－様式第 23 号）に次の関係書類を添付して局長に提出する。

なお、交付申請の単位は個々の施行地を最低単位として申請することができるものとするが、一体的に実施すべき事業であって、同一の事業主体が同一の里山利用地域内で同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請できるものとする。

ア 信州の森林づくり事業（みんなで支える里山整備事業）実行内訳書（要領別紙 2－様式第 7 号）

イ 信州の森林づくり事業（みんなで支える里山整備事業）実行経費内訳書（要領別紙 2－様式第 8 号）

標準単価を採択できない内容の施業を実施した場合添付する。

ウ 位置図（施行地の位置を示した 50,000 分の 1 の地形図）

エ 施業図（施行地の測点及び測線を示した 5,000 分の 1 の森林計画図）

オ 実測図（要領別紙 1－様式第 8 号）

第 1 の 5 の(3)のアに準ずる。

ただし、間伐と記載のある項目は間伐及び更新伐と読み替えるものとする。

カ その他局長が必要と認める書類

- (4) 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費等に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (5) 局長は、(3)の補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは要綱第 3 に規定する条件のほか以下の条件を付して速やかに交付決定（要領別紙 2－様式第 38 号）を行う。

補助金総額の 3 割を超える増減が生じる場合は、速やかに局長に申請してその承認を受けること。

## 7 補助金額の計算

- (1) 補助金の算出

補助金額の計算するための計算式及び端数処理は、次により行うものとする。

補助対象事業費（千円未満切捨て）×補助率＝補助金額（百円未満切捨て。）

(2) 補助対象事業費の算出

事業費は以下の何れかの方法により算出するものとする。

なお、他の事業により補助の交付を受けた経費は、事業費から控除しなければならない。

ア 標準単価

標準単価を採択できる内容の施業を実施した場合は、次の式により事業費を算出することができる。

標準単価×事業量×（1＋間接比率）＝補助対象事業費

イ 実行経費

標準単価を採択できない内容の施業を実施した場合は、事業の実行に要した経費（以下、「実行経費」という。）を補助対象事業費とすることができる。

なお、実行経費の算出は以下のとおりとする。

(7) 直営により実施する場合

a 林業事業体等における雇用労務による実施に当たっては、労務費の算出は、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知）別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に基づくものに限る。

b 地域組織主体の出役等による活動については、実行経費によるものとする。なお、人件費については、林務部が定める事業実施年度に該当する「林業土木事業設計単価表」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。

(4) 請負に付して実施する場合

a 設計によるもの

森林整備保全事業設計積算要領、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について、森林環境保全事業標準歩掛等に準じて積算する。

b 見積りによるもの

2 者以上から徴した見積結果のうち、最も低い額により実施する。

## 8 計画および補助金の変更

(1) 実施計画書の変更

事業の変更は次の区分ごとに必要な手続きを 10 に規定する実績報告の前に、速やかに行うものとする。

ア 重要変更

(7) 実施計画書毎の補助金総額の 3 割を超える増減が生じる場合は予め変更承認申請書（要領別紙 2－様式第 25 号）を局長に提出する。

(4) 局長は、前号の申請があった場合は、内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは、要領別紙 2－様式第 26 号により変更承認を行う。

イ 軽微変更

アに該当しない変更が生じるときは速やかに変更報告書（要領別紙 2－様式第 27 号）を提出する。なお、現場完了時に明らかとなったもので、アに該当しない変更は、10 に規定する実績報告書によることができる。

ウ 契約報告

(7) 事業主体は、入札等により契約を締結したときは、速やかに契約書（工事請負契約書、委託契約書等）の写を添えて変更報告書（要領別紙 2－様式第 27 号）を局長に提出する。

(イ) 事業主体は、設計積算によらない補助金交付申請を行った事業について、実行経費が明らかになった場合は、7により補助金額を算出し、速やかに実行経費内訳書（要領別紙2－様式第8号）を添えて変更報告書（要領別紙2－様式第27号）を局長に提出する。

(ロ) (ア)又は(イ)により実施計画書毎の補助金総額の3割を超える変更をする必要がある場合は、(1)に基づき変更を行なう。

#### エ 変更内示

局長は、ア、イ又はロにより内示額の変更が必要な場合は、変更内示（要領別紙2－様式第28号）をする。

### (2) 補助金の変更

ア 実施計画書の変更により、補助金を変更する必要がある場合は、当該申請に掛かる補助金変更交付申請書（要領別紙2－様式第29号）を局長へ提出する。

イ 局長は、アの申請があったときは、内容を審査の上、補助金の変更交付決定（要領別紙2－様式第30号）をする。

ウ 当該補助金にかかる消費税仕入控除税額があり、かつその総額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額し、申請しなければならない。

## 9 事業の中止、廃止、完了期限の延長

(1) 事業主体は、やむを得ず完了期限の延長、事業の中止及び廃止をしようとするときは、承認申請書（要領別紙2－様式第31号）を、局長に提出する。

(2) 局長は、(1)により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認めるときは承認する。

(3) 事業主体は、完了期限延長をしようとするときは、承認申請書（要領別紙2－様式第31号）を、局長に提出する。

(4) 局長は、(3)により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認められるときは承認し、速やかに部長に報告（要領別紙2－様式第32号）する。

## 10 実績報告書

事業主体は、事業が完了したときは、信州の森林づくり事業（みんなで支える里山整備事業）実績報告書（要領別紙2－様式第33号）を局長に提出する。

なお、提出書類および提示書類は別表4のとおりとするほか、局長が必要と認めた書類とする。

## 11 実績調査

局長は、実績報告書及び補助金交付概算払請求書の提出があったときは、別に定める信州の森林づくり事業調査要領（以下「調査要領」という。）により速やかに事業調査を行なうものとする。

## 12 補助金の交付及び確定

### (1) 補助金の算出

局長は、調査の結果適当と認められた箇所については、調査要領に規定される調査調書兼復命書を作成すると共に、補助金を算出し、森林整備補助金交付明細書（要領別紙1－様式第16号）を作成するものとする。

### (2) 補助金の確定

局長は、申請者に対して規則第13条に規定する確定（要領別紙2－様式第34号）通知

- し、補助金を交付するものとする。局長は、確定をした場合は、速やかに部長に報告する。
- ア 補助金の内訳は、森林整備補助金交付明細書（要領別紙 1－様式第 16 号）のとおりであること。
- イ 規則、要綱、本要領の規定に従わなければならないこと。
- ウ 施行地の適正な保護管理のため、森林保険への加入に努めること。
- エ その他局長が必要と認めること。

(3) 市町村等への通知

局長は、(2)に基づき補助金の確定をしたときは、結果を市町村長に通知（要領別紙 2－様式第 39 号）するものとする。

### 13 補助金の請求

要綱第 6 に規定する補助金交付の請求（概算払を含む。）は、信州の森林づくり事業（みんなで支える里山整備事業）補助金交付請求書（要領別紙 2－様式第 13 号）により行うものとし、補助金交付の請求額は、補助金の確定額とする。

### 14 繰越

(1) 事業主体は、原則として、6 の(4)の規定により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越することはできない。

ただし、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、この限りではない。

ア 事故繰越

財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 42 条のただし書きの規定による繰越であり、一会計年度内において支出負担行為をしたのち、避け難い事故により年度内に支出が終わらなかった場合（3 月 31 日までに債務が確定しないもの）に繰越すもの。

イ 明許繰越

財政法第 14 条の 3 の第 1 項の規定による繰越であり、予算の性格上又は予算成立後の事由により、年度内に支払いの終わらない見込みのあるものについてあらかじめ議会の議決を得て、翌年度に繰越すもの。

(2) 事業主体は、(1)のア、イに掲げるいずれかの事項に該当し、止むを得ない理由により繰越を必要とするときは、信州の森林づくり事業（みんなで支える里山整備事業）繰越承認申請書（要領別紙 2－様式第 35 号）を、事業実施年度中に局長に提出する。ただし、1 月 31 日までに交付決定されているものについては、1 月 31 日までに局長に提出するものとする。

(3) 局長は、(2)の規定による繰越承認申請書の提出があったときは、提出のあった日から 2 週間以内に部長に意見書を付して進達するものとする。

(4) 部長は、(3)の規定による進達があったときは、国と調整を行い、議会の議決を得た上で、局長を經由し事業主体に対し、繰越承認（要領別紙 2－様式第 36 号）を行うものとする。

(5) 事業主体は、第 4 四半期において、13 の規定による概算払いの請求をしようとするときは、(4)の規定により承認を受けた繰越事業のうち、繰越額に相当する補助金額を除いて請求するものとする。